

滋賀県外国人児童・生徒等を対象とする私立各種学校を設置する
準学校法人の寄附行為の認可に関する審査基準

平成23年1月1日施行

滋賀県知事が外国人児童・生徒等を対象とする私立各種学校（以下「外国人学校」という。）の設置のみを目的とする準学校法人（以下「準学校法人」という。）の寄附行為の認可を行う場合は、関係法令のほか、この基準により審査する。

1 設置する外国人学校の校地、校舎、施設および設備

- (1) 校地、校舎、施設および設備は、原則として負担附（担保に供されている等）または借用のものでないこと。ただし、特別な事情があり、かつ、教育上支障がないと認められる場合はこの限りでない。
- (2) 校地、校舎、施設および設備の整備に要する経費（以下「設置経費」という。）は、当該学校等の教育上の必要に応じた十分な経費が計上されていること。
- (3) 設置経費の財源は、寄附金を充てるものであり、かつ、申請時において設置経費に相当する額が収納されていること。

ア 国・地方公共団体からの補助金であって交付等が確実であるものは、設置経費の財源として算入しても差し支えないものとする。

イ 株式会社等法人または個人の寄附金にあつては、当該寄附の事実が確認している場合のみ、設置経費の財源として算入しても差し支えないものとする。

ウ 入学を条件とする寄附金、当該施設の建築等に係る請負業者の寄附金その他設置経費の財源として適当と認められない寄附金は、設置経費の財源に算入しないものとする。

エ 寄附能力のない者の寄附金、寄附者が借入金により調達した寄附金などについては、設置経費の財源に算入しないものとする。

- (4) 校舎、施設および設備は、開設時までには整備されると認められること。

2 経営に必要な財産

- (1) 外国人学校の経常経費は、当該外国人学校の教育上の必要に応じた十分な経費が計上されていること。
- (2) 外国人学校の開設年度における経常経費の2/3以上に相当する額の寄附金が原則として申請時に収納されていること。ただし、滋賀県外国人児童・生徒等を対象とする私立各種学校の設置認可等に関する審査基準7の(1)のイ(ア)および(イ)のいずれにも該当する場合は、開設年度の経常経費の6分の1以上に相当する額の寄附金が原則として申請時に収納されていること。この場合において、1の(3)を準用すること。
- (3) 開設年度から少なくとも3年間の学校等の運営に係る予算について、適正な計画を立てており、かつ、授業料、入学料等の経常的収入その他準学校法人の負債とならない収入で収支の均衡を保つことが可能であると認められること。

3 役員等

- (1) 理事および監事は、準学校法人の管理運営に必要な知識または経験を有し、職務を十分に果たし得る者であるとともに、準学校法人の理事および監事としてふさわしい社会的信望を有する者であること。
- (2) 理事および監事は、他の学校法人の理事または監事を 4 以上兼ねていない者であること。
- (3) 理事長は、他の学校法人の理事長を 2 以上兼ねていない者であること。
- (4) 理事である評議員以外の評議員について、準学校法人の設立後、速やかに選任できるよう、その候補者が選定されていること。